

ウクライナから避難された方の 国民健康保険への加入について

ウクライナから避難された方は以下の手続により国民健康保険に加入することができます。

国民健康保険とは

日本には、一定の保険料を支払うことにより、病気やけがをしたときに医療費の20%~30%を負担すれば病院で治療を受けることができる「国民健康保険」という仕組みがあります。

外国人の方も一定の条件を満たせば加入することができます。

国民健康保険の加入手続

① ウクライナから避難されている方は、希望すれば特定活動（1年）の在留資格を取得できます。

※ まずは、外国人在留支援センター（FRESC ヘルプデスク）に相談してください。

○電話番号：0120-76-2029

○相談できる時間

・（平日）午前9時から午後8時まで

・（土・日・祝日）午前9時から午後5時まで

② 特定活動（1年）の在留資格を取得した後、在留カードとパスポートを持ってお住まいの市町村役場に行き、住民登録と国民健康保険の加入の手続きをしてください。

なお、健康保険には種類があり、日本で働き、会社の健康保険に加入する場合は、国民健康保険には加入できません。